

人権教育のための世界計画 第1フェーズ（2005－2007）行動計画

I. イントロダクション

「世界人権会議は、人権に関する教育、訓練及び広報が、コミュニティ間の安定的かつ調和的な関係を促進及び達成し、相互理解、寛容及び平和を促進するために不可欠であると考える。」（ウィーン宣言及び行動計画第2部第78段落）

A. 人権教育の背景と定義

1. 国際社会は、人権教育は人権の実現への本質的な貢献をなすものであるというコンセンサスを益々表明してきている。人権教育は、すべてのコミュニティ及び社会全般において、人権を実現するという、われわれの共通責任についての理解を発展させることを目的としている。この意味において、人権教育は、人権委員会決議 2004/71 で述べられているように、人権侵害及び暴力的紛争の長期的防止、平等かつ持続可能な開発の促進、並びに民主制度における意思決定プロセスへの人々の参加の増進に寄与するものである。

2. 人権教育に関する規定は、世界人権宣言（26条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（13条）、児童の権利に関する条約（29条）、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（10条）、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約（7条）、ウィーン宣言及び行動計画（第1部第33－34段落、第2部第78－82段落）並びに2001年に南アフリカ共和国ダーバンで開催された人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連する不寛容に対する世界会議の宣言及び行動計画（宣言第95－97段落、行動計画第129－139段落）を含む、多くの国際文書に盛り込まれている。

3. 国際社会によって合意された、人権教育の定義の諸要素を提供するこれらの文書に従い、人権教育とは、知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う、教育、研修及び情報であると定義され、以下を目指す。

（a）人権及び基本的自由の尊重の強化。

（b）人格及び人格の尊厳に対する感覚の十分な発達。

（c）すべての国民、先住民並びに人種的、民族的、種族的、宗教的並びに言語的集団の間の、理解、寛容、ジェンダー平等及び友好の促進。

（d）すべての個人の、法の支配に統治された、自由で民主的な社会への効率的な参加の実現。

（e）平和の構築及び維持。

（f）人間中心の持続可能な開発と社会正義の促進。

4. 人権教育は以下の事項を含む。

- (a) 知識及び技術－人権及び人権保護の仕組みを学び、日常生活で用いる技術を身につける。
- (b) 価値、姿勢及び行動－価値を発展させ、人権擁護の姿勢及び行動を強化する。
- (c) 行動－人権を保護し促進する行動をとる。

5. 人権教育のイニシアチブを奨励する観点から、人権に関する参考資料の開発及び普及に焦点を当てた「人権に関する世界広報キャンペーン」、国家レベルでの包括的、効果的及び持続的な人権教育のための戦略の作成及び実施を奨励した「人権教育のための国連10年」(1995－2004)及び行動計画、並びに「世界の児童のための平和の文化及び非暴力のための国際10年」(2001－2010)など、加盟国は様々な、明確かつ国際的な行動枠組を採択した。

6. 2004年、経済社会理事会は、人権委員会決議2004/71を歓迎し、人権委員会が定期的に特定する分野又は問題に関する国家レベルでの人権教育の取組みに更なる焦点を当てるため、総会に対して、人権教育のための世界計画を2005年1月1日から開始し、連続したフェーズとすることを、第59回会合で宣言するよう要請した。

B. 人権教育のための世界計画の目的

7. 人権教育のための世界計画の目的は以下のものとする。

- (a) 人権文化の発展を促進する。
- (b) 国際文書に基づいた人権教育の基本原則及び方法論への共通理解を促進する。
- (c) 国家、地域及び国際レベルにおける人権教育への関心を確保する。
- (d) あらゆる関係主体による行動のための共通な集合的枠組を提供する。
- (e) あらゆるレベルにおいてパートナーシップと協力を増進する。
- (f) 成功事例を強調し、それを継続又は拡大するインセンティブを提供し、新たな事例を発展させるために既存の人権教育計画を評価及び支援する。

C. 人権教育活動の理念¹

8. 世界計画における教育活動は、以下のものである。

- (a) 市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的権利並びに開発の権利を含む、人権の相互依存性、不可分性及び普遍性を促進する。

¹ 人権教育活動の理念についての節は、1994年から2004年までの「人権教育のための国連10年」で作成された、人権教育のための国内行動計画指針に基づいている。

(b) 差異の尊重及び認識、人種、性別、言語、宗教、政治若しくはその他の意見、国家的、民族的及び社会的出自、身体的及び精神的状態、並びにその他に基づく差別への反対を促進する。

(c) 人権の基準に一致した、慢性的及び新種の人権問題（貧困、暴力紛争、差別を含む）の、解決を導く分析を奨励する。

(d) 人権のニーズを特定し、履行を確保するため、コミュニティと個人を強化する。

(e) 異なる文化的背景に根付いた人権の理念を構築し、各国の歴史的及び社会的発展に留意する。

(f) 地方、国家、地域及び国際的な人権文書及び人権保護の仕組みを用いる知識及び技術を促進する。

(g) 人権推進行動のために、知識、批判的分析及び技術を含む参加型の教育法を活用する。

(h) 参加、人権の享受、及び人格の十分な発展を奨励する、欠乏及び不安のない指導及び学習環境を促進する。

(i) 人権を、抽象的な規範の表現から、社会的、経済的、文化的、及び政治的状況の現実へと変容させる方法及び手段についての対話に参加させることで、人権を学習者の日常生活と関連させる。

11. 第一フェーズ（2005－2007）：初等中等教育における人権教育行動計画

「世界人権会議は、教育が人権及び基本的自由の尊重を強化することを目的とするよう国が確保する義務を負うことを再確認し、これは国家の、また、国際的な教育政策に組み入れられるべきである。（ウィーン宣言及び行動計画第1部第33段落）」

9. 人権委員会決議 2004/71 に従い、人権教育のための世界計画の第一フェーズ（2005－2007年）は初等中等教育に焦点を当てる。

A. 背景

10. この行動計画は、世界人権宣言、児童の権利条約及び児童の権利委員会により採択された関連ガイドライン（とりわけ 2001 年の、教育の目的に関する一般意見）、1993 年ウィーン宣言及び行動計画、並びに平和、人権、民主主義のための教育に関する宣言及び総合的行動要綱といった、国際的な人権文書によって定められた原則及び枠組を基にしている。また、教育に関する国際的な諸宣言と諸プログラムも基にしている。

11. 2000 年の世界教育フォーラムで採択された「万人のための教育に関するダカール行

動枠組²」は、「万人のための教育（EFA）」の目標及び目的の達成における主要な国際的な基盤かつ共同コミットメントであるが、世界人権宣言及び児童の権利条約によって支持される教育ビジョンを再確認しており、共生することの学習を目指している。ダカール枠組では、教育は、社会的団結を促進し、人々を社会的変革への活発な参加者とさせるため個人を強化するゆえに「持続可能な開発、平和及び安定」（第6段落）における鍵であると考えられている。ダカール枠組の第6目標は、特に読み書き能力、計算能力及び基本的な生活技術において、認められ、かつ測定可能な学習成果が全ての人に達成されるような卓越性を確保することで、教育の質の全ての側面を改善させることにある³。この目標は、読み書き計算を超え、かつ、必然的にダイナミックであるとはいえ、強固に人権に基づいた重要な成果として、民主的な市民権、価値及び連帯を課す、良質な教育の概念の根拠を提供している。

12. 人権に基づいた良質な教育は、持続可能な開発のためのサミットの実施計画にも含まれる、持続可能な開発のための教育の概念を含んでいる。教育は、農村開発、ヘルスケア、コミュニティ参加、HIV/AIDS、環境、伝統的かつ固有の知識、及び人間の価値と人権のような、より広範な倫理的課題といった重要な問題に対処するプロセスとして捉えられている。さらには、持続可能な開発に対する闘いにおける成功のために「他の価値—とりわけ正義及び公正—を擁護するわれわれの取組及びわれわれが他者と運命共同体であることに気づくこと⁴」の強化という教育へのアプローチが必要だと述べられている。人権教育のための世界計画は、共通する懸念に対し、双方の努力を連結することで「持続可能な開発のための教育10年」（2005–2014）と相乗効果を生み出す。

13. 2000年の国連ミレニアムサミットの際に国際社会により採択されたミレニアム開発目標の一つは、初等教育への普遍的なアクセスの促進であり、それは依然として大きな課題である。複数の地域では就学率は増加しているものの、多くの地域では教育の質は低いままである。例えば、ジェンダーについての偏見、女兒の身体的情緒的安全への脅威、及びジェンダーに無神経なカリキュラムは全て、教育の権利の実現を阻むものである（A/56/326、第94段落）。この行動計画は、人権に基づいた良質な教育を促進することにより、このミレニアム開発目標の達成に寄与することを目的としている。

14. 読み書き能力は教育の権利の達成における主要な学習ツールであり、行動計画はまた、とりわけ国連識字の10年（2003–2012）の枠組において、識字に関する普遍的な権

² ユネスコ「2000年4月26–28日世界教育フォーラム（セネガル、ダカール）についての最終報告書」、パリ、2000年、参照。

³ 児童の権利委員会的一般意見第1号（2001年）によると、生きる力とは「バランスのとれた決定を下し、非暴力的方法で問題を解決し、健康な生活スタイル、優良な社会的関係及び責任、批判的施行、創造的才能、並びに人生において選択肢を追求するのに必要なツールを子どもたちに与える能力」である。（第57回国連総会公式議事録、補足書第41号）

⁴ ユネスコ「持続可能性のための教育：リオからヨハネスブルグへ—10年の経験から学んだこと」、パリ、2002年。

利を促進するという締約国又はその他の主体の行動の文脈にも位置づけられるものである。

B. 学校システムにおける人権教育

15. 人権教育は、教育の権利における欠くことのできない一部分として広く考えられている。児童の権利委員会が一般意見第1号で述べているように、「全ての児童が権利を保持する教育とは、児童に生活の技術を与え、全ての範囲の人権を享受する児童の能力を強化し、適切な人権の価値が注ぎ込まれた文化を促進することを意図するものである（第2段落）」。このような教育は、「全ての児童にとって、人生の過程において、グローバリゼーション、新しいテクノロジー、及び関係する現象がもたらす根本的な変化の時代に付随する挑戦に対して、バランスのとれた、人権と親和的な反応を達成する努力のための不可欠なツールである（第3段落）」。

16. 児童の権利条約は、教育が促進されるプロセスにとりわけ重点を置いており、一般意見でも「他の権利の享受を促進する努力は、教育のプロセスにより与えられた価値によって損なわれてはならず、強められるべきである。これはカリキュラムの内容だけでなく、教育のプロセス、教育方法及び教育が行われる環境も含む⁵」と強調されている。従って、人権は、内容の伝達及び経験の双方を通じて学ばなければならない、また、学校システムのあらゆるレベルで実践されなければならない。

17. この意味において、人権教育は、権利に基づいた教育へのアプローチを促進し、また以下の事項を含んだプロセスとして理解されなければならない。

(a) 「教育を通じた人権」：カリキュラム、教材、方法及び研修を含む学習の全ての要素及びプロセスが、人権の学習につながることを確保する。

(b) 「教育における人権」：教育システムにおいて、全ての主体による人権の尊重及び権利の実践を確保する。

18. 従って、初等中等教育における人権教育は以下の事項を含む。

(a) 政策—参加型の方法で開発し、カリキュラムの向上並びに教員及びその他の教育関係者に対する研修政策を含む、人権に基づいた一貫した教育政策、法律及び戦略を採用する。

(b) 政策の実施—適切な組織の手段を採り、全ての関係者の関与を促進することで、上記の教育政策の実施を計画する。

(c) 学習環境—学校環境それ自体が、人権教育と基本的自由を尊重し促進する。学校環

⁵ 一般意見第1号において、児童の権利委員会はまた「競争を刺激し、子どもに過大な作業をもたらす、知識の蓄積に一義的に偏った指導方法は、子どもの能力や才能の潜在性の最大限の調和的な発達を深刻に妨げる点を強調しなくてはならない」とも述べている。(第57回国連総会公式議事録、補足書第41号)

境は、全ての学校関係者（生徒、教員、職員、経営者及び保護者）に、実際の生活行動において人権の実践機会を提供する。学校環境は、児童が自由に意見を述べ、学校生活に参加することを可能にする⁶。

（d）指導及び学習—すべての指導及び学習のプロセス及びツールは、人権に基づいたものとする（例えば、カリキュラムの内容及び目的、参加型かつ民主的な実践及び方法論、並びに既存の教科書の見直し及び改訂を含む適切な教材等）。

（e）教員及びその他関係者の教育及び専門能力の開発—着任前及び着任中の研修を通じ、教職者及び学校の指導部に、学校における人権の学習及び実践を促進するために必要な知識、理解、技術及び技能を、適切な労働環境及び地位と共に提供する。

5つの要素及び関連行動方針についての詳細な記述は、参照ツールとして別添で提示されている。

19. 人権に基づく教育アプローチを促進することで、人権教育は、教育システムがすべての個人に質の高い教育を保証するために本質的な使命を果たすことを可能にする。従って、人権教育は、国内の教育システム全体の有効性を向上させるのに貢献し、ひいては各国の経済的、社会的及び政治的発展において本質的な役割を果たす。人権教育は、何よりも、以下の利益をもたらす。

（a）教職の新たな役割と共に、子どもを中心にした参加型の指導を行い、学習実践及びプロセスを促進することで、学習到達の質を向上する。

（b）包括的かつ歓迎され、普遍的価値、機会均等、多様性及び非差別を促進する、人権に基づいた学習環境を創造することで、学校へのアクセス及び参加を増進する。

（c）児童の社会性及び情緒性の発達を支援し、民主的な市民権及び価値を取り入れることで、社会的一体性及び紛争予防に貢献する。

20. 平和教育、市民意識及び価値の教育、多文化教育、国際教育若しくは持続可能な開発に関する教育に向けて、学校システムで行われている全ての努力は、その内容及び方法論において人権の理念を含んでいる。そのすべての努力が、この行動計画を参照しながら、指導及び学習の範囲を超えて、国内の教育改革の文脈で学校分野の組織的改善の基盤を提供することを目的とし、人権に基づいた教育へのアプローチを促進することが重要である。

⁶一般意見第1号はまた「子どもの学校生活への参加、学校コミュニティ及び生徒会の創設、同級生同士の教育やカウンセリング、並びに学校の規則処分への子どもたちの参画は、権利の実現の学習及び経験の過程の一部として促進されなければならない」とも述べている。（第57回国連総会公式議事録、補足書第41号）

C. 行動計画の個別目標

2 1. 人権教育のための世界計画の全体的な目的を考慮し（上記第 1 章参照）、この計画は以下の個別目標の達成を目的とする。

- （a）初等中等教育において、人権の包含及び実践を促進する。
- （b）学校システムにおける包括的、効果的及び持続可能な国家人権教育戦略の開発、採用及び実施を支援すること及び／又は既存のイニシアチブの見直し及び改善を支援する。
- （c）学校システムにおける人権教育の主要な要素に関する指針を提供する。
- （d）国際的、地域的、国家的及び地方的な組織による締約国への支援提供を促進する。
- （e）地方的、国家的、地域的、及び国際機関間のネットワーク構築及び協力を支援する。

2 2. この計画は以下の事項を提供する。

- （a）国際的に合意された原則に基づく、学校システムにおける人権教育の定義。
- （b）国家レベルでの具体的な行動の実施の提示による学校システムにおける人権教育の開発及び／又は向上のための利用者志向的な指針。
- （c）異なる背景及び状況並びに異なる種類の教育システムにおいて採用されうる柔軟な指針。

III. 国家レベルでの実施戦略

A. イントロダクション

2 3. この計画は、国家レベルでの初等中等教育における人権教育を開発及び強化するためのインセンティブ及び手段である。この計画の前提は、変化及び向上のプロセスとは、異なる分野で複数の同時行動をとることで発生するという点である（別添参照）。効果的であるためには、このようなプロセスは、発展サイクルの広く認められた段階に沿って組織されるべきである。行動のための現実的な目標及び手段は、国の背景、優先順位及び能力に従い、また、（人権教育のための国連 10 年（1995–2004）の枠組で実行されたような）国の従来取組に基づく必要がある。

2 4. この計画及び実施戦略は、学校システムにおける人権教育の状況は国によって異なることを認識している。例えば、人権教育は、いくつかの国ではほとんど存在しないかもしれないし、他の国では国家政策と行動計画は存在するものの殆ど実施されていないかもしれない。また、他のケースでは、しばしば国際組織の支援により、学校において草の根のイニシアチブ及びプロジェクトが存在するが、必ずしも国家政策の一部をなしていないかもしれないし、他の国では十分に開発された国家政策及び行動により人権教育に対し非常に積極的かもしれない。状況及び教育システムの種類がいかなるものであれ、人権教育の発展又は向上は、各国の教育アジェンダに載せるべきである。

25. 実施戦略は、国家レベルで初等中等教育に主たる責任を負っている教育省に、一義的に向けられている。従って教育省は、主たるリーダーであり主体である。実施戦略はまた、計画及び実施のすべての段階に関与すべきその他の関係機関（第28-30段落参照）にも向けられている。

B. 実施戦略の段階

26. 本章は、学校システムにおける人権教育の計画、実施及び評価のプロセスを促進する4つの段階を提案している。これらは、この行動計画の実施に際して、締約国を支援する指針である。

第1段階：学校システムにおける人権教育の現状の分析

行動

- ・ 「我々はどこにいるのか？」と問う。
- ・ 以下の項目について情報収集及び分析を行う。
 - －学校における人権状況を含む初等中等教育の現状。
 - －学校システムの中の人権教育に影響を与えうる歴史的及び文化的背景。
 - －初等中等教育における、もしあれば、人権教育へのイニシアチブ。
 - －人権教育のための国連10年（1995-2004）において採られたイニシアチブの達成、不十分な点及び障害。
 - －学校システムにおける政府機関、国内の人権機関、大学、研究機関及びNGOといった様々な関係者の人権教育への関与。
 - －国家及び地域レベルに存在する人権教育の良い実践例。
 - －国内に存在する同種の教育（持続可能な開発のための教育、平和教育、国際教育、多文化教育及び市民意識及び価値の教育）の役割。
- ・ 別添の参照ツールに基づき、いずれの人権教育の手段及び要素が既に存在しているか決定する。分析のためのその他の要素は、国連条約体への政府報告書並びに国家及び国際レベルにおける人権教育のための「10年」の枠組において作成された報告書となるだろう。
- ・ 学校システムにおける人権教育の利点、不利な点並びに機会及び制約を分析し決定することで、主要な特徴及び分野を特定する。
- ・ 人権教育の在り方及び実施状況について結論を導く。
- ・ 判明した利点及び教訓に基づいていかに構築するか並びに機会をいかに用いるか熟考する。
- ・ 不利な点及び制約に対処するために必要な変化及び手段について熟考する。

アウトプット

- ・ 初等中等教育における人権教育に関する国の研究。
- ・ 学校システムにおける人権教育のための国内実施戦略の方向性を推敲するため、出版、会議又は公開討論等を通じた、国家レベルでの研究成果の広範な普及。

第2段階：優先順位の設定と国内実施戦略の作成

行動

- ・ 「我々はどこに、どのように行こうとしているのか？」と問う。
- ・ 任務についてのステートメント、すなわち学校システムにおける人権教育実施のための基本的な目標を定める。
- ・ 別添を参照しつつ目標を定める。
- ・ 国の研究成果を基に優先順位を設定する。これらの優先順位は、最も危急なニーズ及び／又は、利用機会を考慮に入れたものになるだろう。
- ・ 効果をもたらす可能性のある課題に焦点を合わせる：我々には実際に何ができるか？
- ・ アド・ホックな活動よりも、持続可能な変化を保証する手段を優先する。
- ・ 以下のものを特定することで、国内実施戦略の方向を設定し、利用可能な資源及び目標を結びつける。
 - －インプット：利用可能な資源の分担（人的、財政的、時間的）
 - －活動（任務、責任、時間軸、指標）
 - －アウトプット：具体的な成果（新法、研究、能力開発セミナー、教材、教科書改訂等）
 - －成果：達成された結果

アウトプット

2005年から2007年までの期間における目的及び優先順位を特定し、少なくともいくつかの実施行動を見越した、初等中等教育における人権教育のための国内実施戦略。

第3段階：実施とモニタリング

行動

- ・ 指針となる理念は「そこへ到達する」ことであるべきである。
- ・ 国内実施戦略を普及させる。
- ・ 国内実施戦略で計画された活動の実施に着手する。
- ・ 設定した指標を用いて実施についてモニタリングする。

アウトプット

国内実施戦略の優先順位によって、アウトプットは、例えば、立法、国内実施戦略の調整のためのメカニズム、新規又は改訂された教科書及び教材、トレーニングコース、参加型

の指導並びに／若しくは学習の方法論又は学校地域のすべてのメンバーを保護する非差別政策となろう。

第4段階：評価

行動

- ・ 「我々はそこへ、いかなる成果とともに到達したか？」と問う。
- ・ 説明責任の方法、及び学習し、次期フェーズの実施可能な活動を改善させる手段として、評価を採用する。
- ・ 実施について再検討するため、独立した外部評価と共に自己評価を用いる。
- ・ 設定目標の達成をチェックし、実施プロセスを検証する。
- ・ 結果の達成を、認め、普及し、祝う。

アウトプット

- ・ 初等中等教育における人権教育のための国内実施戦略の成果に関する政府報告書。
- ・ 実施プロセスを通じて学んだ課題に基づく、今後の行動についての勧告。

C. 最低限の行動

27. 締約国は、世界計画の第1フェーズ（2005－2007）の期間中、最低限の行動として、以下の事項を行うよう奨励される。

- （a）学校システムにおける人権教育の現状の分析（第1段階）。
- （b）優先順位の設定及び国内実施戦略の作成（第2段階）。
- （c）計画された活動の最初の実施。

D. 主体

28. この行動計画の実施について、主たる責任は教育省にあり、関係機関を通じて、以下のものを扱う。

- （a）教育政策。
- （b）計画立案。
- （c）カリキュラムの策定。
- （d）指導及び学習教材の開発。
- （e）着任前及び着任中の、教員及びその他の教育関係者の研修。
- （f）指導及び学習の方法論。
- （g）統合教育。
- （h）地方レベルの行政。
- （i）研究。

(j) 情報の普及。

29. この行動計画の実施は、その他の機関との緊密な連携を必要とする。すなわち、

(a) 教員養成大学及び大学の教育学部。

(b) 教員団体、専門家団体及び認定機関。

(c) 教育、開発及び人権についての議会の委員会を含む国家、連邦、地方及び州の立法機関。

(d) オンブズマンや人権委員会のような国内人権機関。

(e) ユネスコ国内委員会。

(f) 例えば、ユニセフ国内委員会及びその他のコミュニティレベルの組織を含む国家／地方の団体／組織。

(g) 国際NGOの国内支部。

(h) 保護者会。

(i) 生徒会。

(j) 教育研究機関。

(k) 国家及び地方の人権資料及び研修センター。

30. この国内行動計画の実施はまた、以下のような関係者の支援を必要とする。

(a) 関係省庁（福祉、労働、司法、女性、青少年）。

(b) 青少年組織。

(c) メディア代表者。

(d) 宗教団体。

(e) 文化、社会及びコミュニティリーダー。

(f) 先住民及び少数民族。

(g) 経済界。

E. 財政援助

31. 上記の第二章で述べられているように、国の教育システムにおける人権教育は、システム自体の有効性の向上に役立つことができる。人権教育は、教育改革を支援するための一連の指針を提供し、教育へのアクセス及び機会の均等、社会的統合及び団結への教育の貢献、教員の役割及び地位、生徒及び社会にとっての教育の関連性、生徒の達成度の向上、並びに教育行政といった、世界中の教育システムが直面する課題に対処するのに役立つ。

32. このことに留意すれば、人権教育への財政援助は、国の教育システムへ一般的に分担される資金の範囲内でも実現可能であるだろうし、とりわけ以下の手段によって可能である。

- (a) この計画を実施するため、質の高い教育のために既に約束された国の財源を最適化する。
- (b) この計画において策定された行動に基づいて、外部資金との間で資金分担を調整する。
- (c) 公共部門と民間部門の間にパートナーシップを構築する。

IV. 行動計画実施の調整

A. 国家レベル

33. 行動計画実施の主たる責任は各国の教育省にある。教育省は、国内実施戦略の策定、実施及びモニタリングの調整に責任を負う関連部局を指定又は強化する。

34. 調整部局は、国内実施戦略の策定、実施及びモニタリングにおいて、教育省の関連部局、他省庁及び国内機関に従事させる。この点において、これらの機関の人権教育連合の設立を促進することもできる。

35. 調整部局は、国連の調整委員会に、この分野の進捗状況について最新かつ詳細な情報を提供するよう要請される。

36. さらに、調整部局は、人権教育の進捗状況が政府報告に含まれることを確保するため、条約体へ政府報告を提出する国内関連機関と緊密に協力する。

37. 各国は、国家レベルの人権教育に関するイニシアチブ及び情報（様々な背景並びに国のもとでの良い実践例、教材及び行事）を収集及び普及するための資料センターを特定及び支援することが奨励される。

B. 国際レベル

38. 国連人権高等弁務官事務所、国連教育科学文化機関（ユネスコ）、国連児童基金（ユニセフ）、国連開発計画（UNDP）、及び世界銀行を含むその他の関係国際機関から成る国連の調整委員会が設立され、この行動計画における活動の国際的な調整に責任を負う。この委員会の事務局は国連人権高等弁務官事務所が提供する。

39. 委員会は、この行動計画の実施をフォローアップし、資源を動員し、国レベルの行動を支援するために、定期的に会合する。この点につき、委員会は、その他の関係する国際的及び地域的機関並びに国連条約体のメンバー又は教育の権利に関する人権委員会特別報告者等の専門家及び関係者を、臨時にその会合に招くこともある。

40. 委員会は、国家レベルの人権保護体制を支援する調整された国連の行動を提供する事務総長の改革計画に沿って、行動計画のフォローアップ及び国内実施戦略への国連組織全体の支援を保証するために、国連加盟国チーム又は国際機関の各国での事務所と連携する責任を負う。(A/57/387 及び Corr.1, action2)

41. 国連条約体は、締約国の報告書を審査する際に、締約国の学校システムにおける人権教育の実施義務に重点を置き、最終勧告にその点を反映することを要求される。

42. さらに、人権委員会のあらゆるテーマ的な又は国別の関連メカニズム（特別報告者又は代表者、とりわけ教育の権利に関する特別報告者、若しくは作業部会を含む）は、それぞれの権限に応じて、学校システムにおける人権教育の進捗状況をその報告書に体系的に含めるよう要求される。

43. 委員会は、行動計画実施をより効果的にモニタリングするために、地域的又は準地域的な機関及び組織への援助要請を検討することができる。

V. 国際協力と支援

44. 行動計画実施に関する国際協力と支援は、以下の主体により提供される。

- (a) 国連システム。
- (b) その他の国際的政府間組織。
- (c) 地域的政府間組織。
- (d) 教育大臣の地域的組織。
- (e) 教育大臣の国際的及び地域的フォーラム。
- (f) 国際的及び地域的NGO。
- (g) 地域的人権資料及び文書センター。
- (h) 国際的及び地域的金融機関（世界銀行、地域開発銀行等）並びに二国間財政機関。

45. 行動計画実施のためには、資源を最大限に活用し、重複を避け、一貫性を確保するため、関係者の緊密な協調が不可欠である。

46. 国際協力と支援の目的は、この行動計画の第三章で扱われている国内実施戦略の枠組内で、初等中等教育における人権教育に対する国家及び地方の能力を強化することである。

47. 上記の組織及び機関は、特に以下の行動を検討することができる。

- (a) 関連する特定のツールの開発を含む、国内実施戦略の作成、実施及びモニタリング

において、教育省を支援する。

(b) とりわけ全国的及び地方のNGO、専門団体及びその他の市民社会組織といった、その他の国内関係者への支援を提供する。

(c) 従来型及び電子型手段を通じて、良い実践例、利用可能な教材、機関、及びプログラムについての情報を特定、収集及び普及することで、国家、地方及び国際的レベルでの関係者間の情報共有を促進する。

(d) 国家、地方及び国際的レベルで、人権教育における既存の関係者ネットワークを支援し、新たなネットワーク構築を促進する。

(e) 教員、教員指導者、教育行政官及びNGO職員のための、効果的な人権研修（参加型の指導及び学習方法論に関する研修を含む）を支援する。

(f) 人権教育向上のための実用的な手段に関する研究を含む、学校における国内の人権教育の実施に関する研究を支援する。

48. 行動計画実施を支援する資源を動員するために、国際的及び地域的金融機関並びに二国間財政機関は、教育に関する資金援助計画を本行動計画及び人権教育一般に関連させる方法を探究することが求められる。

VI. 評価

49. 世界計画第1フェーズ（2005-2007）の終了にあたり、各国は、この行動計画の下で実施された行動の評価を行う。評価は、法的枠組及び政策、カリキュラム、指導及び学習のプロセス及びツール、教科書の改訂、教員研修、並びに学校環境の改善等、様々な分野における進歩を考慮に入れる。締約国は、最終的な政府評価レポートを国連の調整委員会に提出するよう求められる。

50. この目的のために、国際的及び地域的組織は、評価についての国の能力を構築又は強化するための支援を提供する。

51. 調整委員会は、関係する国際的及び地域的機関並びにNGOと協力し、政府評価レポートに基づいて最終評価レポートを作成する。当レポートは、第63回国連総会（2008年）に提出される